

条例点検票

		作成年月日		令和2年6月 日	
条例番号	平成 年静岡市条例 第 号	条例名	静岡市の休日を定める条例		
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	—		
所管課名	総務局総務課				
条例の概要	静岡市の休日を定めるもの。 市の休日に、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方自治法第4条の2の規定により、市の休日を条例で定める必要がある。	改正不要			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	地方自治法に規定が存続していることから、市の休日を条例で定める必要は存在し、本条例の施行により必要性は充足されている。	改正不要			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的である。	改正不要			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法である。	改正不要			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	仮に、静岡市独自の休日を定める場合は、「静岡市市民参画の促進に関する条例」に基づく市民意見提出手続等を実施する必要があり、市民意見を反映するという観点での協働は果たされている。	改正不要			
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市もほぼ同様の規定内容である。 なお、政令指定都市のうち、広島市は、8月6日（平和記念日）を市の休日としている。	改正不要			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり		引用法令の点検においても、改廃等の必要は「現行どおり」			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和2年6月25日
条例番号	平成15年静岡市条例 第9号	条例名	静岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日	
所管課名	コンプライアンス推進課			
条例の概要	地方自治法第257条の37第4項の規定に基づき、包括外部監査人が、市が財政的援助を与えているもの等の事務の執行について監査することができる旨を定めるとともに、同法252条の39第1項等の規定に基づき、市民等が監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることができる旨を定めた条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	この条例は、包括外部監査人の権限を拡張するとともに、個別外部監査契約に基づく監査の機会を広く確保しようとするものであって、その必要性に変わりはないと考えられる。 なお、包括外部監査については条例第2条第5項に係る公の施設の事務を取り上げた実績がある。一方、個別外部監査の実績はないものの、請求テーマによっては監査の公正さや外部監査人の専門分野の知識の活用などがより求められる場合もあることから、その機会を用意しておくことが必要と考えられる。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	この条例により、包括外部監査人の権限は拡張され、個別外部監査契約に基づく監査の機会が広く確保されているから、有効に機能していると考えられる。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	包括外部監査人が、市の事務の執行又は事業の管理について監査する機会が減る可能性があること、個別外部監査契約を締結する必要が生ずることから、一定のコスト生ずるが、過大ではなく必要なコストであると考えられる。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に市民参画の仕組みを定めておらず、定める余地もないと考えられる。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他の政令市においても、ほぼ同様の条例を規定しており、改正の参考となるものはない。			
キ その他	特になし。			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和3年1月29日
条例番号	平成15年静岡市条例 第3号	条例名	静岡市公告式条例	
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成16年12月22日
所管課名		総務局政策法務課		
条例の概要		地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例、規則その他の規程の公布又は公表に関し必要な事項を定めるもの。		
評価				
基準	評価結果		対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	条例、規則その他の規程の公布又は公表に関し必要な事項を条例で定めるものとする地方自治法の規定が存続しており、これに基づき条例を定める必要がある。		本条例は必要であり、廃止することはできない。	
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	地方自治法の規定に基づき、市の公告式に関し必要十分な事項を定めている。		更に有効な手段へ改正する余地はない。	
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	公告式の手続、掲示場の数等、必要十分なものとなっている。		更に効率的な手段へ改正する余地はない。	
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	本条例の規定の適法性が問題となった事案はない。		該当なし	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	事務の性質上、協働の余地はない。		協働を図るために改正する必要はない。	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	本条例では規則の公布にあたり市長の署名を義務付けているが、他都市条例において署名ではなく市長印により公布する旨を定めている例がある。		規則は各執行機関において独自に定めることのできる規程の中で最も高次のものであること、その制定改廃の権限が専決によらず各執行機関の長の決裁によるものとしていることを考慮すると、規則を条例に準じて署名により公布するものとする現状の規定を維持することが妥当である。	
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由		特記事項	
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年2月5日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第31号	条例名	静岡市職員のサービスの宣誓に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成16年12月22日		
所管課名	人事課				
条例の概要	地方公務員法第31条(同法第9条の2第12項及び地方公営企業法第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員(人事委員会の委員及び地方公営企業の管理者を含む。)のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものであるため、当該条例は必要である。	改正の必要なし(地方公務員法で「サービスの宣誓」を定めている以上は、当該条例は廃止できない。)			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。	更に有効な手段へ改正する余地はない。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的で無駄はない。	より効率的な制度に改正する余地はない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。	該当なし。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に市民参画の仕組みを定める余地はない。	協働を図る余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。	他都市の条例もほぼ同様の内容(都市間での差異はあまりない。)			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年2月5日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第42号	条例名	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	—		
所管課名	人事課				
条例の概要	地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものであるため、当該条例は必要である。	改正の必要なし（地方公務員法で定められている事項である以上は、当該条例は廃止できない。）。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。	更に有効な手段へ改正する余地はない。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的で無駄はない。	より効率的な制度に改正する余地はない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。	該当なし。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に市民参画の仕組みを定める余地はない。	協働を図る余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。	他都市の条例もほぼ同様の内容（都市間での差異はあまりない。）。			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年2月5日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第66号	条例名	静岡市職員退職手当基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	—		
所管課名	人事課				
条例の概要	職員の退職により、退職手当の財源に不足を生じた場合の財源に充てるため設けた基金の管理、運用、処分その他の運用方法について必要な事項を定めたもの。				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	団塊世代の職員等が定年退職を迎える平成19年度以降5年間における退職手当所要額に対し、基金を設置し計画的に積立を行うことにより、財政運営に支障をきたさないことを目的としていたが、現状当初の目的を果たしていると判断できるため、必要性に乏しいと考えている。		現時点では、改正の必要なし（財政当局において、今後、退職手当の財源に不足を生じた場合の財源に充てる可能性があり、現在当該条例は廃止できない。）。全額取り崩し時は、条例を廃止する。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	今後において基金を積み立てる必要はなく、有効性に乏しい。		財政当局と協議し、基金の取り崩しの計画を建てる必要がある。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a. 外部コスト：なし b. 内部コスト：基金を管理・運用する事務処理コストが生じている。		財政当局と協議し、基金の取り崩しの計画を建てる必要がある。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。		該当なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に市民参画の仕組みを定める余地はない。		協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他の政令指定都市では、同基金を設けていない。		該当なし。		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日	令和2年6月23日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第40号	条例名	静岡市職員互助会条例	
制定年月日		最終改正年月日		平成15年4月1日
所管課名		職員厚生課		
条例の概要	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の趣旨に基づき、職員の相互共済及び福利厚生を図るための団体を設置し、その経費について規定する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	職員の福利厚生業務は多岐に渡るため、福利厚生業務を専門に担当する静岡市職員互助会（以下、「互助会」という。）は、現在も必要である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	お祝い金や見舞金等の給付事業、生活資金や住宅資金等の貸付事業、貸付償還金や生命保険料の控除及びスポーツ大会や一日体験講座等の文化体育事業など、職員の福利厚生業務を所管しており、有効に機能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本市が直接福利厚生業務を行うより、福利厚生業務に精通している互助会が行ったほうが効率的である。 ※互助会の対象職員は約5,600人	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	ない	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	職員の福利厚生に関することであり、市民の参画は不要である。 ※市民参画条例第7条及び第10条に該当しない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	本市と同様 (浜松市は、浜松市職員厚生会設置条例)	現行どおり		
キ その他	問題なし	現行どおり		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和2年6月17日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第60号	条例名	静岡市財政調整基金条例		
制定年月日		平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日	
所管課名		財政課			
条例の概要	年度間の財源不足に備えるため決算余剰金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・経済事情の著しい変動や大規模災害などに対応するため、引き続き、当条例は必要である。		・改正の必要なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・上記アのとおり有効		・改正の必要なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・改善等の必要なし		・改正の必要なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・該当なし		・該当なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・該当なし		・該当なし		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	・改正の必要なし		・改正の必要なし		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由		特記事項		
現行どおり	・				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 63 号	条例名	静岡市電気事業経営記念基金条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 15 年 4 月 1 日	
所管課名	管財課			
条例の概要	基金（中部電力株式会社株式、積立金及びその運用により取得した有価証券）及び運用益金を、特に重要な事業の財源等に充てるため、必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	基金（中部電力株式会社株式、積立金、その運用により取得した有価証券）及び運用益金を、特に重要な事業の財源等に充てるため、現在も必要な条例である。	なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	基金に属する現金を、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管している。また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券で運用しており、有効に機能している。	なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。	なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	なし。		
カ 他都市 他都市の条例ほどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 308 号	条例名	静岡市両河内財産区議会定例会条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 15 年 4 月 1 日	
所管課名	管財課			
条例の概要	静岡市両河内財産区議会の定例会の回数を毎年 2 回とする。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	定例会の回数は条例で定めるため、現在も 必要な条例である（地方自治法 296 条第 3 項の規定により、同法第 102 条第 2 項を準 用）。	なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	定例会の回数が規定されており、有効に機 能している。	なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例により適法性を否定されたことはな い。	なし。		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	協働の余地はない。	なし。		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に 過不足はない。	なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で 2 ページ（両面 1 枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	
条例番号	平成 16 年静岡市条例 第 6 号	条例名	静岡市両河内財産区特別会計条例	
制定年月日	平成 16 年 3 月 15 日	最終改正年月日	平成 16 年 3 月 15 日	
所管課名	管財課			
条例の概要	静岡市両河内財産区の事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、静岡市両河内財産区特別会計を設置する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	特別地方公共団体である静岡市両河内財産区の事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、現在も必要な条例である。	なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	歳入歳出に係る規定がされており、有効に機能している。	なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。	なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	なし。		
カ 他都市 他都市の条例ほど うか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で 2 ページ (両面 1 枚) 以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料 (条例概要書、パンフレット等) を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価 (事務事業評価又は施策評価) をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和2年6月25日
条例番号	平成15年静岡市条例 第64号	条例名	静岡市競輪事業運営調整基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日	
所管課名	財政局財政部公営競技事務所			
条例の概要	競輪事業の健全な運営に資するため、静岡市競輪事業運営調整基金を設置し、その管理運用について定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	下記の事由が生じた場合に、競輪事業を実施するための財源として必要。勝者投票券発売金額の変動等により財源が著しく不足する場合。競輪事業に関し、災害により生じた経費の財源または災害により減収が生じた場合。	改正する必要なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	不測の事態が生じた場合に、競輪事業を円滑に運営するため。	更に有効な手段へ改正する余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	外部コスト：なし 内部コスト：煩雑性なし	より効率的な制度に改正する余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	当該条例は、その適法性を司法の場で否定されたことはない。	該当なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みはなく、取り入れる余地はない。	協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	同様の目的を持つ条例を制定している。	他市の条例もほぼ同様の内容		
キ その他	なし	なし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和2年6月25日
条例番号	平成15年静岡市条例 第65号	条例名	静岡競輪場施設改善基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日	
所管課名	財政局財政部公営競技事務所			
条例の概要	静岡競輪場の施設改善に要する経費の財源に充てるため、静岡競輪場施設改善基金を設置し、その管理運用について定めたもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡競輪場の施設改善、施設整備等を実施するための財源として必要。	改正する必要なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	安全で快適な観戦環境を提供するため。経年劣化した施設の維持改修を図るため。売上向上、ファンサービスの充実を図るため。	更に有効な手段へ改正する余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	外部コスト：なし 内部コスト：煩雑性なし	より効率的な制度に改正する余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	当該条例は、その適法性を司法の場で否定されたことはない。	該当なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みはなく、取り入れる余地はない。	協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	同様の目的を持つ条例を制定している。	他市の条例もほぼ同様の内容		
キ その他	なし	なし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和2年6月23日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第71号	条例名	静岡市国際交流基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日		
所管課名	国際交流課				
条例の概要	国際交流事業の推進に要する経費の財源に充てるために設置した静岡市国際交流基金の運用等について定めたもの				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	「一般財団法人国際交流協会」設立の際に当基金から出捐金を拠出している。今後も国際交流事業の推進に関する経費の財源に充てる見込みがあるため、条例は引き続き必要である。				
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	行政課題に対し、条例は有効に機能している。				
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	外部コストの観点では、市民や事業者への過大な負担となっておらず、また、内部コストの観点においても、行政事務が不必要に煩雑であるというわけではない。				
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を司法の場で否定されたことはない。				
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。				
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市も基金は条例で定めている。				
キ その他	なし				
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和2年6月10日
条例番号	平成15年静岡市条例 第72号	条例名	静岡市文化芸術振興基金条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成15年4月1日	
所管課名	観光交流文化局 文化振興課			
条例の概要	文化及び芸術の振興を目的とする事業の推進に要する経費の財源に充てるため設置された、静岡市文化芸術振興基金の管理及び運用方法等について規定する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	基金の管理・運用に関する規定であるため基金が継続する限り必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	基金の管理・運用が適正に行われているため改正の余地なし。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	利子は一般会計予算に充当しており、管理・運用が適正に行われているため改正の余地なし。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性に対する指摘なし。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	基金の管理・運用に関する規定であるため協働の余地なし。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の条例も類似しており、改正の余地なし。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。